

オーガニック・コミュニケーター通信講座 専門講座テキスト

正誤表

(2017年5月15日現在)

ページ	旧	修正
P10	(上から 21 行目) ただし日本では水耕栽培はオーガニックとは認められていないので、水耕栽培の野菜や、かいわれ大根やブロッコリーなどの芽野菜に有機 JAS マークつきのものはありません。	2016年1月2日より、有機農産物の日本農林規格が改正になり、水耕栽培のスプラウト類（もやしやかいわれなど）が有機農産物の対象に加われました。これにより、かいわれ大根やブロッコリースプラウトなどの芽野菜は水耕栽培であっても、有機 JAS 規格の基準を満たしていれば、有機 JAS マークの貼付が可能となります。 ※水耕栽培の野菜は引き続き対象外。
P25	(上から 20 行目) 食品衛生法では食肉の魚や切り身などは加工品とされ、保存温度や賞味期限の表示が課せられます。ここでは JAS 法の分類だけを紹介しました。	食品の表示については、2015年4月1日より食品表示法が施行されています。 基礎講座編テキストの正誤表を参照。
P29	欄外コラム ～JAS 規格とは～ 掲載の URL が古いものとなっています	最新の URL は http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/yuuki-29.pdf top ページ→ キーワード JAS 規格 →有機食品の検査認証制度
P47	(下から 7 行目) 玄米茶の配合割合は米と玄米の比率が	玄米茶の配合割合はお茶と玄米の比率が
P60	(下から 5 行目) 日本では小豆島でオリーブオイルの製造が行われていますが、有機認証されたものはまだありません。	2017年5月15日現在、小豆島で生産された有機オリーブを使用した有機オリーブオイルが販売されています。
P61	欄外コラム 当協会(JOIA)のホームページに「有機さしすせそ」の記事があります。	現在の JOIA のホームページ (http://joia-organic.com/)には、「有機さしすせそのページ」のページの掲載はありません。
P67 P79	図 4-6 下部の同等国名表記 図 5-2 下部の同等国名表記	2013年7月、クロアチアが EU に加盟したことにより同等国として指定されています。また 2015年1月1日よりカナダが同等国として認められました。
P67	欄外コラム ～外国政府の証明書～ EU の場合は、日本にある大使館が発行します。	2013年4月1日より、農林水産大臣が外国の政府機関に準ずるものとして指定した EU 加盟国内の有機認証機関からの証明書の発行が認められました。 ※外国の政府機関に準ずるものとして指定された有機認証機関の名称及び住所は農林水産省のHPで確認できます。
P67	有機 J A S の同等国	日本とカナダは、両国の有機制度が同等であると相互に認めることについて合意しました。(H26.9/17 農水省プレスリリースより)。これにより、日本-カナダ間において、自国の有機制度による認証を受けた有機農産物及び有機農産物加工食品に「organic」等と表示して、相手国へ輸出できるようになりました。 尚、この制度の発効期日は H27.1/1 からとなります。

P68	(1行目) アメリカはまだ日本を同等国としては認めていません。	日米協議の結果、米国は日本の有機 JAS 制度を米国の NOP と同等と認めました (H25.9/26 農水省プレスリリースより)。これにより有機 JAS 制度による認証を受けた有機農産物等に「organic」等と表示して、米国へ輸出できるようになりました。 尚、この制度の発効期日は H26.1/1 からとなります。
P74	欄外コラム ～オーガニック食品の輸出～ 外国から見ると、日本の有機 JAS 制度を同等と認めているのは、EU のみです。EU の場合は、日本で有機 JAS 認定を取得していれば、EU 基準に基づく認証を取得しなくても、オーガニックの表示をして輸出が可能です。 ただし、原料も日本国原産のものに限ります。そのような有機 JAS 製品は、JAS 登録認定機関に「検査証明書 (Inspection Certificate)」を発行してもらい、輸出します。 JAS 制度の場合は、日本で輸入業者が外国の認証品に有機 JAS マークを貼りかえますが、EU の制度の場合、JAS 認定事業者は、輸出時点で EU マークを貼りつけることができます。	～オーガニック食品の輸出～ 外国から見ると、日本の有機 JAS 制度を同等と認めているのは、2016 年 8 月現在で、EU 諸国、アメリカ、カナダ、スイス、コロンビアです。 これらの国々へ輸出する場合は、日本で有機 JAS 認定を取得していれば、相手国の基準に基づく認証を取得しなくても、オーガニックの表示をして輸出することが可能です (但し、EU には輸出する製品の有機原料の原産国に制限があります)。 そのような製品は、JAS 登録認定機関に証明書を発行してもらい、輸出します。 JAS 制度の場合 (日本に輸入する場合は、輸入業者が外国の認証品に有機 JAS マークを貼りかえますが、輸出国の制度の場合 (日本から輸出する場合は、JAS 認定事業者は、輸出する時点で EU やアメリカ・カナダの認証マークを貼ることができます)。 ※同等性を利用して輸出できるのは、有機農産物と有機農産物加工食品のみです。
P78	(上から 18 行目) 写真 5-4 の有機ビール	写真 5-4 の有機ワイン
P84	(上から 13 行目) 有機畜産物の JAS 規格には家畜として牛、馬、めん羊、山羊、豚、家禽として、鶏、うずら、あひる、鴨 (合鴨含む) が対象となります。	2017 年 3 月 27 日改正の有機畜産物の日本農林規格により、「だちょう」が対象に加えられました
P89, 97	欄外コラム ～BSE 検査～ 現在も自治体レベルで全頭検査が行われています。	2017 年 4 月 1 日より、と畜場における健康牛の BSE 検査は廃止されました。 ※24 か月齢以上の牛のうち、生体検査において神経症状が疑われるもの及び全身症状を呈するものについては引き続き BSE 検査を実施。(労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令 (平成 29 年厚生労働省令第 7 号)) また、現在の SRM (特定危険部位) の対象範囲は、牛の扁桃及び回腸 (盲腸との接続部分から二メートルまでの部分に限る。) 並びに月齢が三十月を超える牛の頭部 (舌、頬肉、皮及び扁桃を除く) 及び脊髄となります。(厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則による : H27 年 5 月 10 日現在)

P99	・図 6-17 の表：有機で使える飼料は「飼料：有機飼料（JAS 格付品）、有機乳、有機畜産用自家生産飼料」	2017年3月27日改正の有機畜産物の日本農林規格により、有機 JAS 飼料が入手困難な場合は、同等国の政府機関の証明書が添付された飼料（同等国の有機認証を得た飼料）の使用が認められました。
P100		
P114	8.1.2(1) 下から3行目など「薬事法」	現在では、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に名称変更されています。（H26年11月25日の薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号））

【第7章 コットン】

頁	項目	現行	修正
105	7.2.2(3) ア	アの補足	苛性ソーダはオーガニックでも使う場合がある。（GOTSではリサイクルなどの条件がつくが使用許可されている）。
105	7.2.2(3) イ	酵素系の漂白剤	酵素の糊抜き剤あるいは酸素系の漂白剤
110	7.5.1 タイトル	オーガニックコットンの認証基準	オーガニックコットン製品の認証基準
110	7.5.1 左段下から4行目など	(OEスタンダード) グローバルな基準として、 <u>GOTSとOEスタンダード</u> のふたつがあります。 GOTSや <u>OE</u> の基準で	現在はTE(Textile Exchange)の基準の中にオーガニックコットンを使った製品の認証基準（Organic Content Standard=OCS）があり、OEスタンダードから置き換わっています。以下、OEスタンダードとあるものは、OCSと読み替えてください。 詳細は、TEのホームページをご参照ください。 http://textileexchange.org/integrity/
110	図 7-7	OE Standard (Organic Exchange Standard)	OCS (Organic Content Standard)
111	7.5.3	写真 7-23、7-24	写真のなかのロゴマークは、前のロゴ。現在のロゴは、下記のように変わっている。
112	7.5.4(2) 図 7-9	OE100 Standard OE Blended Standard	OCS100 OCS Blended
113	7.5.4	図 7-26 *ロゴマークは変更されています（内容は変更無）	
113	7.5.5	OEスタンダード	OCS